

わかりやすい運賃体系等検討業務委託
仕様書

1. 業務目的

岡山市では、地域公共交通利便増進実施計画に基づき、令和7年度から令和9年度にかけて、市内のバス路線を再編し、10方面で17路線の支線バス（愛称：FLAt／フラット）を導入することとしている。

支線バスは、現在、5路線で運行しているが、自動車分担率の高い公共交通不便地域をカバーする路線でもあるため、多くの路線は1便あたりの利用者数が2～3人程度と少ない状況であり、現在、バス利用の習慣化に向けた利用促進策について、路線バス分科会等で検討を行っている。

また、市内全体の路線バス・路面電車をみても、利用者数はコロナ禍前の90%未満で頭打ちとなっており、利用しやすい運賃体系を構築することで利用促進を図ることについて交通事業者から提案されている。

本業務は、路線バス分科会等で提案された運賃施策について、利用者や経営に与える影響等を定量的に検証した上で、運賃設定等の具体案を検討することを目的とする。

2. 業務内容

（1）バス路線再編後の公共交通ネットワークデータの作成

わかりやすい運賃体系については、地域公共交通利便増進実施計画に位置付けた10方面でのバス路線再編（支線バスの導入）が全て実現した後に導入することを想定し、具体の運賃設定等の検討に必要なバス路線再編後の公共交通ネットワークデータを作成する。

作成にあたっては、支線バス等の最新の運行計画を反映すること。

（2）運賃改定が利用者や運賃収入に与えた影響に関する事例整理等

コロナ禍以降に路線バスや路面電車の運賃改定を実施した他都市（3都市程度）を対象に、運賃改定が利用や運賃収入に与えた影響について、ヒアリングを実施する。

また、岡山市では、路線バス5社が共同経営計画を策定し、路面電車を含めて、都心の運賃適正化（150円以下の実施運賃を認可運賃相当の160円に変

更)を令和7年10月1日に実施しており、ICカード利用実績や定期券販売実績等のデータを活用し、この運賃改定が利用や運賃収入に与えた影響について分析する。

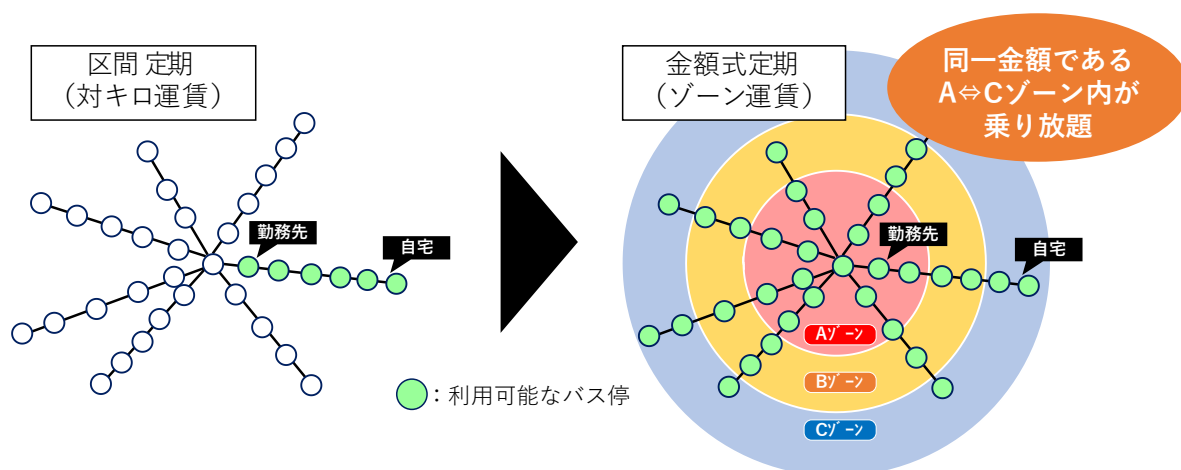
(3) ゾーン運賃制等の運賃施策の条件設定

路線バス分科会等でバス事業者から提案のあった下記①～④の運賃施策について、運賃や適用エリア等の具体の条件設定を各2案程度検討する。

検討にあたっては、現状より値下げ(または値上げ)になる利用者数や居住人口を算出するなど、定量的な分析を実施した上で、各施策の実施によって期待される効果や課題、対策等について整理する。

なお、①については、令和8年10月に実施する津高方面・岡南方面・妹尾方面でのバス路線再編(既存路線を幹線・支線に分割)で適用する前提で検討する。②～④については、実施計画に位置付けた全てのバス路線再編(支線バス17路線導入)が実現した後に、セットで導入する前提で検討する。

- ①乗り継ぎ割引の導入(例:幹線バスと支線バスの乗り継ぎに対し定額割引)
- ②区間運賃制からゾーン運賃制へ移行(例:下図イメージ)
- ③定期券を区間式から金額式へ移行(例:下図イメージ)
- ④中・長距離利用の負担軽減(例:定期券販売額への上限設定)



(4) 定量的シミュレーションに基づく運賃施策導入による影響分析

(3)で設定した運賃施策①～④の条件に基づき、各案が利用者及び交通事

業者の経営に与える影響等を比較する。具体的には、発注者から貸与される交通系 IC カード利用実績（直近 6 か月分）や定期券販売等の実績データ（令和 6 年度分）等を活用し、各施策の導入による運賃収入の増減を試算する。また、（２）で整理した事例等を踏まえて、運賃施策導入による利用者数の増減を仮定し、運賃収入の増減について感度分析を実施する。

分析結果については、交通事業者別、交通手段別、幹線・支線別の区分で整理するとともに、ハレカハーフによる高齢者・障害者の運賃割引を含め、岡山市の負担額についても整理を行う。

（５）地域公共交通利便増進実施計画改定案等の作成支援

業務（１）～（４）の検討結果を踏まえ、必要に応じて交通事業者等関係機関との調整も行ながら、岡山市地域公共交通利便増進実施計画の改定案及び交通事業者等関係機関との協議資料等の作成を支援する。

３．打ち合わせ

業務開始時、中間時、納品時：各 1 回

４．その他

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材を活用する際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を受託者の費用と責任において実施すること。